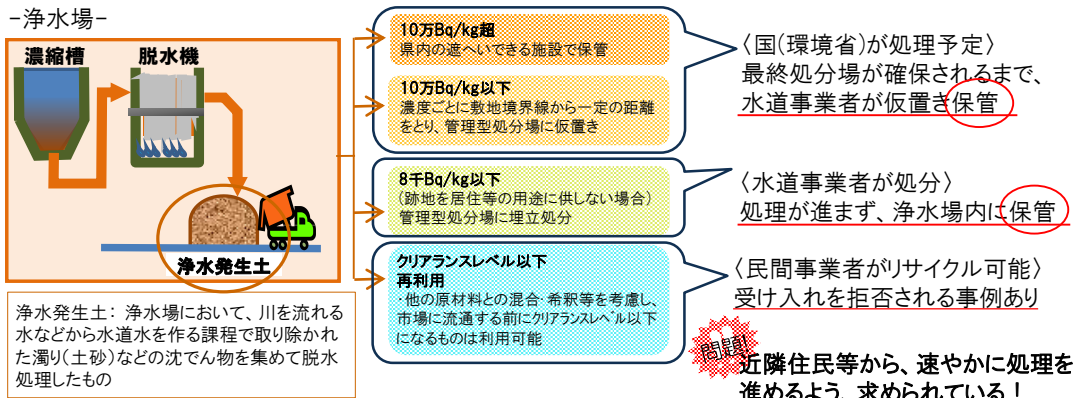


課題

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故により拡散した放射性物質を含んだ浄水発生土の処理について、水道事業者が苦慮している
- 当該事故を原因とする損害賠償について、放射性物質対策に要した費用の全てを賠償するものとはなっていない

① 放射性物質を含む浄水発生土への対応



**要望**

- ・国及び東京電力ホールディングス株の責任において、放射能濃度が8,000Bq/kgを超える放射性物質を含む浄水発生土については、処分地の確保など早期の全量処分に向けた対応を図ること
- ・放射能濃度がクリアランスレベル以下のものに対して、再利用のための受け入れを行うよう、民間事業者に働きかけること

〔要望事項(1)〕

放射性物質を含む浄水発生土の処分・再利用等の状況(厚生労働省資料より)  
(単位:トン) 令和4年12月10日時点

再利用	セメント原料	960,516
	建設改良土	438,793
	農土・園芸用土	103,927
	グラウンド土	23,853
	その他	72,518
最終処分(仮置き含む)		517,630
保管		97,489

400Bq/kg以下 園芸用土へ再利用  
200Bq/kg以下 グラウンド土へ再利用  
100Bq/kg以下 コンクリート等へ再利用  
(平成25年3月13日 厚生労働省健康局長通知)

**問題**

震災前:  
被災地における浄水発生土の処分・利用状況  
⇒園芸用土、グラウンド土など、その他の用途を含め8割が有効利用されていた

震災後:  
低濃度の放射性物質を含む浄水発生土についても、安全性が確認できるレベルのものは、できるだけ有効利用を!

② 損害賠償

**問題**

放射性物質対策に要した費用の全てを賠償するものとはなっていないため、水道事業者は経済的負担を負いながら対応している

**要望**

各水道事業者が放射性物質対策に要したとして請求している費用については全額を速やかに支払うとともに、今後においても、水道事業者ごとに置かれた個別事情を踏まえた必要な追加的費用の賠償を継続するよう、東京電力ホールディングス株に強く働きかけること

〔要望事項(2)〕

**問題**

事故後12年、再利用等により浄水発生土の処理は進みつつあるものの、未だ保管を余儀なくされている